

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十六号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 法第二十四条第十二項の規定による許可の申請の書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。